

=====

～航空局からのお知らせ～

=====

★技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドラインについて（令和2年6月29日制定、国空航第1055号）

令和元年7月25日に運輸安全委員会により公表された、平成29年8月14日に奈良県山辺郡山添村で発生した小型航空機墜落事故に関する航空事故調査報告書の中で、国土交通大臣（航空局）に対し「操縦士が技能証明において型式限定を必要としない航空機を操縦する場合であっても、経験したことのない型式の航空機を操縦するにあたっては、当該航空機を操縦するために必要な知識及び技能を確実に獲得した上で行うよう操縦士に対して指導すること。」との勧告が行われました。

勧告当日の令和元年7月25日に、等級限定の範囲の航空機であっても飛行経験のない型式の航空機を操縦する場合には当該航空機を操縦するために必要な知識及び技能を習得することを求める注意喚起文書を関係団体に対して発出しているところですが、今般、操縦士が操縦経験を有しない型式の航空機を操縦する場合や、経験を有しない発航方法により操縦する場合に必要な教育訓練のガイドラインを制定し、令和2年10月1日から施行することとしましたので、詳細は下記 URL からガイドラインを御確認ください。

技能証明に付された限定と同一の種類及び等級の航空機であっても、当該型式機を適切に運航するための知識や技術が相違するもの等がありますので、本ガイドラインによる教育訓練等を適切に実施し、安全運航に努めてください。

○技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドラインについて（令和2年6月29日制定、国空航第1055号）

<https://www.mlit.go.jp/common/001354171.pdf>

○航空局報道発表資料（航空局ホームページより）

https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000168.html

○航空事故調査報告書（運輸安全委員会ホームページより）

<http://www.mlit.go.jp/jtsb/aircraft/rep-acc/AA2019-6-1-N702AV.pdf>

国土交通省 航空局 安全部運航安全課

MAIL : hgt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111（内線 50135、50136）

小型機安全担当
